



2017年10月2日

## 専門家による経営改善相談「ビジネスサポートサービス」の開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2017年10月2日（月）より、中小企業診断士・税理士・弁護士（以下、「専門家」）による経営改善相談「ビジネスサポートサービス」を開始いたしましたので、お知らせします。

本サービスは、当行と融資取引のあるお客さまを対象とし、専門家がお客さまの経営改善に関する相談を随時、無料でお受けするものです。経営改善計画の策定や労務問題、税務・法務など幅広い相談に対応し、直接お客さまと面談のうえ、専門家の立場からアドバイスをいたします。

当行は、昨年10月より専門家3名を企業サポート部内に配置し、コンサルティング機能の向上や企業のライフステージに合わせた支援メニューの充実に努めておりますが、本サービスの提供により取引先企業の経営改善支援をより一層強化してまいります。

相談実施日等は下記のとおりです。

### 記

専門家	相談実施日	受付相談内容
中小企業診断士	毎週月曜日	経営改善計画策定、財務改善等経営診断に関わる相談
税理士	毎週木曜日	M&A、相続対策等税務上の相談
弁護士	隔週水曜日	取引先との契約、労務問題等法務上の相談

※事前予約制

当行は、今後も「お客さまとの共通価値の創造」に向け、取引先の経営改善支援に向けたサービス・ソリューションの一層の充実を目指してまいります。

以上

# 経営改善相談 「ビジネスサポートサービス」



「ちばぎん」では、中小企業診断士・税理士・弁護士の資格を有する専門家が、経営者のお客さまが直面している様々な問題に対して、経営改善の観点から、無料でご相談をお受けしています。

どうすれば今の経営状況の改善が図れるか…



経営改善計画策定・  
M&A、事業承継支援・  
労務問題に関するアドバイス



・経営診断に関わる相談  
・経営改善に関わる  
税務上・法務上の相談

お客さま

ちばぎん  
専門家(中小企業診断士・  
税理士・弁護士)

**⚠ 留意事項**

- ・相談受付は当行と融資取引(消費者ローンは除きます)のある方に限定させていただきます。
- ・ご相談内容は経営改善に関わるものに限定させていただきます。内容によっては、受付ができない場合がございます。
- ・ご相談に関する最終的なご判断はお客さまご自身の責任にて行って頂き、当行は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

詳しくはお取引店へお問い合わせいただくか、ちばぎんホームページ(「法人のお客さま」向け)をご参照下さい。